

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人中野博義の上告趣意は、量刑不当の主張であり、同山下良章の上告趣意第一点は、違憲をいうが、原審は、第一審判決の量刑審査にあたり、所論の事実をもつてその一資料としたにとどまり、これを余罪と見て実質上処罰する趣旨に出たものでないことがその判文上明らかであるから、所論は前提を欠き、同第二点は、事実誤認の主張であり、同第三点は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年六月八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	盛	一
裁判官	岩	田	誠
裁判官	大	隅	健一郎
裁判官	藤	林	益三
裁判官	下	田	武三